

平成26年6月23日

特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会
二階堂様

〒101-0047

東京都千代田区内神田三丁目5番3号
ビル

特許業務法人 山田 特許事務所

TEL (03)3256-5981(代)

FAX (03)3256-4659

E-mail : shohyo@ypo.jp

発送担当 緑川

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご委嘱の

1. 商標「こどものロコモ／子どものロコモ」第16類，第41類
(商願2014-9467号)
2. 商標「こどもロコモ／子どもロコモ」第16類，第41類
(商願2014-9468号)

に関し、特許庁より拒絶理由通知書が送付されましたので、その写
をお送り致します。

意見書提出の要否につきましては、来たる7月8日までにご指示
下さいますようお願い申し上げます。

先ずは要用まで。

敬具

*ご依頼商標の構成文字「こどものロコモ／子どものロコモ」「こ
どもロコモ／子どもロコモ」は「子どものロコモティブシンドロ
ーム(運動器症候群)」の意味を容易に理解させる言葉であるため、
「医学雑誌，医学用雑誌」以外の本願商標の指定商品・指定役務に
ついてはその品質・内容を表しているに過ぎず、商標としての自他
商品識別機能を有さない、という拒絶理由です。

「ロコモ」は一般人にはなじみの薄い言葉でしたが、最近では
「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」を意味する言葉とし
て広く一般に浸透しつつあります。これは貴会をはじめとする皆様
のご努力の賜物であり喜ばしいことですが、商標登録には適さない
言葉になったという一面があります。広く一般に知られたことで
「何を表しているかすぐ分かる言葉(=品質・内容の説明)」にな
り、「誰でも使える言葉(=特定人に独占登録させるべきでない言
葉)」とみられるようになったということです。

出願当時、例えば「メタボ」と比較して「ロコモ」はそれほど一般に知られておらず、高齢者ではなく子供と組み合わせたところにも特徴があると考えておりましたが、審査官はインターネット情報などで「ロコモ」と子供の関係についての情報が普及しているという認識を持ったようです。

対応法には次の3つが考えられます。

1. 審査官の拒絶理由には承服できないとして反論して争う
2. 審査官が登録を認めるという第16類の「医学雑誌，医学用雑誌」に指定商品を減縮して登録する
3. 権利化を全て断念する

このような拒絶理由に反論するとすれば、「ロコモ」が「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」を意味する言葉であることは一般には知られていないと主張するしかありません。反論が認められる可能性は極めて低く、残念ながら1. はお勧めできません。

「医学雑誌，医学用雑誌」の登録だけでも意味があるとお考えでしたら2. という選択もあります。

なお、仮に3. を選択されたとしても、商標としての機能がないという拒絶理由ですので、「こどものロコモ／子どものロコモ」「こどもロコモ／子どもロコモ」の使用については問題ありません。

ご検討の上ご指示下さいますようお願い申し上げます。

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号 商願2014-009467
起案日 平成26年 6月12日
特許庁審査官 齋藤 貴博 8456
商標登録出願人代理人 特許業務法人山田特許事務所 様

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理 由

この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、「こどものロコモ」の文字と「子どものロコモ」の文字を上下2段に普通に用いられる方法で書してなるものです。

本願商標は、前記のとおり、「こどものロコモ」の文字と「子どものロコモ」の文字を書してなるところ、「ロコモ」の文字（語）が、別掲<インターネット情報>によれば、運動器症候群（ロコモティブシンドローム（Locomotive syndrome））の略称で、高齢者に多い運動器の障害と言われてきたが、今子供にも広がっているおそれがあることが判明し、その予防策を考えられていることが認められます。

そうすると、本願商標を、その指定商品又は指定役務中の例えば「医学及び薬剤に関するパンフレット、医学事典」又は「医学・医薬品に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供、医学・薬学及び薬理学に関するセミナー・会議又はシンポジウムの企画・運営又は開催」について使用するときは、これに接する取引者、需要者が、「子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容の医学及び薬剤に関するパンフレット、子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容の医学事典」又は「子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供、子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容に関するセミナー・会議又はシンポジウムの企画・運営又は開催」と容易に認識し得ることから、本願商標は、その商品の品質（内容）又はその役務の質（内容）を普通に用いられる方法で

表示する標章のみからなる商標です。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当します。

ただし、本願の指定商品又は指定役務を、例えば、第16類「医学雑誌、医学用雑誌」に補正をしたときは、この限りではありません。

別掲

<インターネット情報>

1 「クローズアップ現代 NHK ONLINE」のウェブサイト (<http://www.nhk.or.jp/gendai-blog/100/186072.html>) において、「2014年04月22日 (火) 子どもの“ロコモ”予備軍に注意!？」の見出しの下、「(番組趣旨より)

「しゃがめない小学生」「片足立ちでふらつく中学生」——いま、子どもたちの体に“異変”が起きている。宮崎や島根などで5000人以上の子どもを調べた調査でも、およそ10人に一人の割合で、骨や筋肉などの「運動器」に疾患のある恐れがあることが判明。(中略) 高齢者に多い「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」になるリスクが高くなると専門家も危機感を募らせている。(後略)」との記載があります。

2 「育児に悩んだとき、困ったとき 育児に悩んだとき、困ったとき 子育てcandy|キャンディ」のウェブサイト (<http://www.kosodatenet.info/193.htm> 1) において、「『ロコモ』に備え、子どもに運動習慣を」の見出しの下、

「『ロコモ』とは、運動器症候群：ロコモティブシンドローム (Locomotive syndrome) の略で、メタボリックシンドロームが、心臓や脳血管などの内臓の病気で健康寿命が短くなったり、要介護状態になるのに対し、運動器の障害により要介護になるリスクの高い状態になることです。日本臨床整形外科学会は、就学時から小学5年生になるまでの間に運動器疾患や運動器機能不全を起こす者が急増していると警告しています。(後略)」との記載があります。

◇ この通知に関する審査内容についてのお問い合わせ先

担当審査官 齋藤 貴博

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線4632

◇ この通知に対する応答書類(意見書、補正書等)の書式や手続きに関するお問い合わせ先

担当部署 審査業務課 方式審査室 第7担当(商標担当)

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2657

◇ その他商標登録出願に対するご相談

担当部署 独立行政法人 工業所有権情報研修館相談窓口

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2121~2123

***** ご注意 *****

この“ご注意”は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について
 手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載すると、その出願の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容】」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

なお、詳しくは商標法施行規則様式15の2備考9をご覧ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長官」宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡ください。

審査業務部雑貨繊維審査室 齋藤 貴博

電話 03(3581)1101 内線—— ファクシミリ 03(3593)2398

(210)【出願番号】 商願2014-9467
 (220)【出願日】 平成26年(2014)2月10日
 【先願権発生日】 平成26年(2014)2月10日
 (441)【公開日】 平成26年(2014)3月6日
 【拒絶査定発送日】
 【最終処分日】
 【最終処分種別】
 【出願種別】

こどものロコモ
 子どものロコモ

【商標(検索用)】 こどものロコモ\子どものロコモ
 (541)【標準文字商標】
 (561)【称呼(参考情報)】 コドモノロコモ
 (531)【ウィーン図形分類】

(731)【出願人】
 【氏名又は名称】 特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会
 【住所又は居所】 東京都台東区台東四丁目26番8号 御徒町台東ビル6階
 (740)【代理人】
 【氏名又は名称】 特許業務法人山田特許事務所

【付加情報】
 (641)【重複番号】
 【審判番号】
 【審判種別】
 【審判請求日】
 【出訴・上告区分】
 【出訴・上告番号】
 【出訴・上告日】

【類似群コード】 26A01 41A01 41A03 41D01 41E06
 【国際分類版表示】 第10版
 (500)【区分数】 2
 (511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

16 医学及び薬剤に関するパンフレット, **医学雑誌**, 医学事典, 医学辞書, **医学用雑誌**
 41 医学・医薬品に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供, 医学・薬学及び薬理学に関するセミナー・会議又はシンポジウムの企画・運営又は開催, 医学に関する書籍の制作, 医学に関する放送番組の制作における演出, 医学・ライフスタイル・健康管理に関する書籍・手引書の電子出版物の制作, エアロビクス・フィットネス・科学・スポーツ医学に関するセミナー・研修会・講習会・会議の企画・運営又は開催, 医療情報及び予防医学に関する資格の認定

赤下線印記=限, 登録可という方法も
 あり可。

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号 商願2014-009468
起案日 平成26年 6月12日
特許庁審査官 齋藤 貴博 8456
商標登録出願人代理人 特許業務法人山田特許事務所 様

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理 由

この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、「こどもロコモ」の文字と「子どもロコモ」の文字を上下2段に普通に用いられる方法で書してなるものです。

本願商標は、前記のとおり、「こどもロコモ」の文字と「子どもロコモ」の文字を書してなるところ、「ロコモ」の文字（語）が、別掲<インターネット情報>によれば、運動器症候群（ロコモティブシンドローム（Locomotive syndrome））の略称で、高齢者に多い運動器の障害と言われてきたが、今子供にも広がっているおそれがあることが判明し、その予防策を考えられていることが認められます。

そうすると、本願商標を、その指定商品又は指定役務中の例えば「医学及び薬剤に関するパンフレット、医学事典」又は「医学・医薬品に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供、医学・薬学及び薬理学に関するセミナー・会議又はシンポジウムの企画・運営又は開催」について使用するときは、これに接する取引者、需要者が、「子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容の医学及び薬剤に関するパンフレット、子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容の医学事典」又は「子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供、子供の運動器症候群（ロコモティブシンドローム）のことについて記載した内容に関するセミナー・会議又はシンポジウムの企画・運営又は開催」と容易に認識し得ることから、本願商標は、その商品の品質（内容）又はその役務の質（内容）を普通に用いられる方法で

表示する標章のみからなる商標です。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当します。

ただし、本願の指定商品又は指定役務を、例えば、第16類「医学雑誌、医学用雑誌」に補正をしたときは、この限りではありません。

別掲

<インターネット情報>

1 「クローズアップ現代 NHK ONLINE」のウェブサイト (<http://www.nhk.or.jp/gendai-blog/100/186072.html>) において、「2014年04月22日 (火)子どもの“ロコモ”予備軍に注意!？」の見出しの下、「(番組趣旨より)

「しゃがめない小学生」「片足立ちでふらつく中学生」——いま、子どもたちの体に“異変”が起きている。宮崎や島根などで5000人以上の子どもを調べた調査でも、およそ10人に一人の割合で、骨や筋肉などの「運動器」に疾患のある恐れがあることが判明。(中略)高齢者に多い「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」になるリスクが高くなると専門家も危機感を募らせている。(後略)」との記載があります。

2 「育児に悩んだとき、困ったとき 育児に悩んだとき、困ったとき 子育てcandy|キャンディ」のウェブサイト (<http://www.kosodatenet.info/193.html>) において、「『ロコモ』に備え、子どもに運動習慣を」の見出しの下、

「『ロコモ』とは、運動器症候群：ロコモティブシンドローム (Locomotive syndrome) の略で、メタボリックシンドロームが、心臓や脳血管などの内臓の病気で健康寿命が短くなったり、要介護状態になるのに対し、運動器の障害により要介護になるリスクの高い状態になることです。日本臨床整形外科学会は、就学時から小学5年生になるまでの間に運動器疾患や運動器機能不全を起こす者が急増していると警告しています。(後略)」との記載があります。

◇ この通知に関する審査内容についてのお問い合わせ先

担当審査官 齋藤 貴博

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線4632

◇ この通知に対する応答書類(意見書、補正書等)の書式や手続きに関するお問い合わせ先

担当部署 審査業務課 方式審査室 第7担当(商標担当)

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2657

◇ その他商標登録出願に対するご相談

担当部署 独立行政法人 工業所有権情報研修館相談窓口

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2121~2123

***** ご注意 *****

この“ご注意”は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について
手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載すると、その出願の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容】」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

なお、詳しくは商標法施行規則様式15の2備考9をご覧ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長官」宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡ください。

審査業務部雑貨繊維審査室 齋藤 貴博

電話 03(3581)1101 内線—— ファクシミリ 03(3593)2398

(210)【出願番号】 商願2014-9468
 (220)【出願日】 平成26年(2014)2月10日
 【先願権発生日】 平成26年(2014)2月10日
 (441)【公開日】 平成26年(2014)3月6日
 【拒絶査定発送日】
 【最終処分日】
 【最終処分種別】
 【出願種別】

こどもロコモ
 子どもロコモ

【商標(検索用)】 こどもロコモ\子どもロコモ
 (541)【標準文字商標】
 (561)【称呼(参考情報)】 コドモロコモ
 (531)【ウィーン図形分類】

(731)【出願人】
 【氏名又は名称】 特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会
 【住所又は居所】 東京都台東区台東四丁目26番8号 御徒町台東ビル6階
 (740)【代理人】
 【氏名又は名称】 特許業務法人山田特許事務所

【付加情報】
 (641)【重複番号】
 【審判番号】
 【審判種別】
 【審判請求日】
 【出訴・上告区分】
 【出訴・上告番号】
 【出訴・上告日】

【類似群コード】 26A01 41A01 41A03 41D01 41E06
 【国際分類版表示】 第10版
 (500)【区分数】 2
 (511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

16 医学及び薬剤に関するパンフレット, **医学雑誌**, 医学事典, 医学辞書, **医学用雑誌**
 41 医学・医薬品に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供, 医学・薬学及び薬理学に関するセミナー・会議又はシンポジウムの企画・運営又は開催, 医学に関する書籍の制作, 医学に関する放送番組の制作における演出, 医学・ライフスタイル・健康管理に関する書籍・手引書の電子出版物の制作, エアロビクス・フィットネス・科学・スポーツ医学に関するセミナー・研修会・講習会・会議の企画・運営又は開催, 医療情報及び予防医学に関する資格の認定

赤下線部分= 限って登録可能な方法も
 あり。